



竹の スペシャリスト

安芸高田市で、夢を抱いて様々な活動に取り組む挑戦者たち。彼ら突き動かす原動力とその熱い想いに迫ります。

竹林は宝の山であることを

もっと多くの人に知ってほしい

竹の駅あきたかた 事務局長

谷川 たにがわ

裕之さん ひろゆき

竹のことなら何でも相談してください



リラックス方法

好きな食べ物

注目商品

休日には、神楽門前湯治村やたかみや湯の森などの温泉施設で日ごろの疲れを癒します。

辛いものが好きでうまい「夜叉うどん」の大ファン。現在3か所の味を食べ比べました。

「広島竹菜」は、広島菜入りの油炒め風味、白菜入りキムチ風味、高菜入りおなか風味の3種類。

「竹の駅あきたかた」は、竹林の整備や竹林の拡大防止、整備によって排出された竹の有効活用などを行っている団体です。6つのボランティア団体が連携して、平成30年に誕生しました。「それまでは各団体がそれぞれ活動を行ってききましたが、スムーズな流れができていませんでした。排出した竹を竹チップや竹パウダー、竹炭に加工して資源として活用することには市も早くから取り組み、工程の流れはできていきましたがなかなかうまくいかず…。各団体が連携し、窓口を一元化することでスムーズに活動することができるようになりました」と事務局長の谷川さんは話します。竹チップや竹パウダー、そして竹炭を田んぼや畑に使用して安心安全な農産物生産や土壌改良に役立てたり、家畜の飼料としても有効性が確認されている優れたもの。さまざまな商品が開発される中、注目を集めているのが国産メンマ「広島竹菜」です。道の駅「三矢の里あきたかた」で7月から販売を開始すると、すぐに売り切れる人気商品です。竹林を整備することは、景観、防災、獣害などの観点からも多くのメリットがあります。「見慣れた竹林に価値があることに気付いてもらえたらうれしい」と谷川さん。現在の取り組みは谷川さんがイメージしている流れのごく一部。安芸高田市を中心に活動がどんどん広がり、いずれはオール広島で挑む取り組みにしていきたいと考えています。

やっかいものだった竹の可能性は無量大。有効活用して循環型社会の実現を

身体障害者補装具判定会

身体障害者などの身体機能を補完、または代替するための補装具費用の一部を支給します。支給に必要な更生相談所の判定会を開催しますので、希望する方は事前に社会福祉課障害者福祉係、または各支所窓口係で申請してください。

《日時》

10月28日(水)
受付/13時~14時 判定開始/14時

《場所》

クリスタルアージュ4階小ホール

■判定が必要な補装具

オーダーメイドの車いす・電動車いす・義肢・装具・座位保持装置・重度障害者用意思伝達装置
※既製品の車いす、歩行器、盲人安全つえ、義眼、眼鏡などは判定が必要ありません。
※補聴器は判定が必要ですが、今回の判定会では対象外です。

☎社会福祉課 障害者福祉係 担当：日野
☎お太助フォン 42-5615 ☎42-2130

障害児福祉手当と特別障害者手当

重度の障害のために在宅で介護が必要な方に手当を支給しています。

障害の程度、所得制限などの支給要件がありますので、詳しくはご相談ください。

■障害児福祉手当

《対象》

日常生活で常時介護を必要とする20歳未満の方

《支給額》

14,880円/月

■特別障害者手当

《対象》

日常生活で常時特別の介護を必要とする20歳以上の方

《支給額》

27,350円/月

※5月、8月、11月、2月に前月分までの3か月分を支給

☎社会福祉課 障害者福祉係 担当：好岡
☎お太助フォン 42-5615 ☎42-2130

身体障害者手帳をお持ちの方へ 運転免許取得費・自動車改造費一部給付

■自動車運転免許取得費給付

《対象》

市内に住む1~4級の身体障害者手帳を所持する方が第1種普通免許を取得した場合

《給付額》

運転免許取得費の一部(取得費の2/3、上限10万円)
※免許取得費用の明細が必要ですので、免許取得後に申請してください。

■自動車改造費給付

《対象》

市内に住む上肢・下肢・体幹機能障害のいずれかが1~4級の身体障害者手帳を所持する方で、自ら所有し運転する自動車を障害に適應するために改造する場合

《給付額》

改造費の一部(上限10万円)

※改造前に申請してください。

※所得制限があります。

☎社会福祉課 障害者福祉係 担当：日野
☎お太助フォン 42-5615 ☎42-2130

市税・各種使用料金が



スマホで払えます

スマートフォンにアプリをインストール



アプリ利用料無料 ※通信料は利用者負担です。

納付書に印刷されているコンビニ収納用バーコードを読み取って支払い

※バーコードがない場合や、30万円を超える納付など、一部対応していない支払いがあります。

- 対応している税・使用料
- 市県民税(普通徴収)
 - 軽自動車税(種別割)
 - 介護保険料・後期高齢者医療保険料
 - 住宅使用料等
 - 保育料・児童クラブ保護者負担金 など
 - 固定資産税
 - 国民健康保険料
 - 水道料・下水道使用料等

☎納付書に記載されている各担当窓口へお問い合わせください。